



平成30年度診療報酬の個別改定項目 — 速報2

2月7日（水）、中央社会保険医療協議会総会は、2018年度診療報酬改定を加藤厚生労働大臣に答申しました。そこで、個別改定項目の詳細（点数等）が決定しましたので、精神科看護に関連する点数等の一部について、速報としてお伝えします。

1.措置入院を経て退院した患者に対する看護師等による支援の評価

看護師等が通院精神療法と併せて患者の療養生活に対する総合的な支援を行った場合の加算は以下の通り決定しました。

（新）措置入院後継続支援加算 275点（3月に1回）

2.精神科救急入院料等における夜間看護職員体制の加算

身体拘束等の行動制限の最小化および夜間における看護職員の負担軽減に資する取り組みの評価は、以下の通り決定しました。

（新）看護職員夜間配置加算 55点（1日につき）

なお、施設基準として、夜勤を行う看護職員の数は、常時16対1以上であることなどの規定が設けられました。

3.精神科在宅患者支援管理料の評価

精神科重症患者早期集中支援管理料の廃止に伴い新設された、「精神科在宅患者支援管理料」は、以下の通り高い評価となりました。

（新）精神科在宅患者支援管理料1（医療機関が訪問看護を提供する場合）

1）重症患者等のうち、集中的な支援を必要とする患者の場合

（1）単一建物診療患者1人 3,000点

（2）単一建物診療患者2人以上 2,500点

2）重症患者等

（1）単一建物診療患者1人 2,500点

（2）単一建物診療患者2人以上 1,875点

4.精神科救急入院料の病床数の上限設定について

当該病院の精神病床数が300床未満の場合には60床以下、300床を超える場合には、その2割以下と規定されました。

その他の個別改定項目の詳細（点数等）は、日精看ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している、中央社会保険医療協議会 総会（第389回）リンクの「答申について」の「総-1」PDF資料をご覧ください。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034